

別表1

# ケアハウス高瀬 II 利用料規程

令和1年10月1日

## ◆ご利用料金表◆

- ① 生活費(食費) 44,500 円/月
- ② 管理費(住居費) 61,200 円/月 (2,040円/日)
- ③ 事務費 下記の事務費徴収月額表による

### ・対象収入による、事務費徴収月額表

対象収入による階層区分		月額利用料 30日			
		一般事務費	生活費	管理費	月額料金
1	1,500,000円以下	10,000	44,500	61,200	115,700
2	1,500,001～1,600,000	13,100	44,500	61,200	118,800
3	1,600,001～1,700,000	16,100	44,500	61,200	121,800
4	1,700,001～1,800,000	19,100	44,500	61,200	124,800
5	1,800,001～1,900,000	22,300	44,500	61,200	128,000
6	1,900,001～2,000,000	25,300	44,500	61,200	131,000
7	2,000,001～2,100,000	30,300	44,500	61,200	136,000
8	2,100,001～2,200,000	35,400	44,500	61,200	141,100
9	2,200,001～2,300,000	40,500	44,500	61,200	146,200
10	2,300,001～2,400,000	45,600	44,500	61,200	151,300
11	2,400,001～2,500,000	50,600	44,500	61,200	156,300
12	2,500,001～2,600,000	57,700	44,500	61,200	163,400
13	2,600,001～2,700,000	64,800	44,500	61,200	170,500
14	2,700,001～2,800,000	64,800	44,500	61,200	170,500
15	2,800,001～2,900,000	64,800	44,500	61,200	170,500
16	2,900,001～3,000,000	64,800	44,500	61,200	170,500
17	3,000,001～3,100,000	64,800	44,500	61,200	170,500
18	3,100,001円以上	64,800	44,500	61,200	170,500

※ご利用者の前年(1月～12月)の対象収入(年間収入から租税、社会保険料、医療費、介護サービスの利用者負担分等の必要経費等を控除した後の収入)に応じて決まります。

※契約日によって一般事務費徴収は日割となります。

※生活費の中で欠食が生じた場合においても基本生活費が必要となります。

※収入額に変更がない場合でも年に1回所得証明書が必要となります。

※11月から3月までは、冬期加算額1,960円別途かかります。

### ④ その他費用

※個人の嗜好品、消耗品(紙おむつ等)は、全て個人負担となります。

※生活費及び事務費等は、国の基準により改定になった場合は変更します。

### ケアハウス高瀬 II その他費用徴収金一覧

令和1年10月1日

項目	徴収金	一般ケアハウス
電気代	実費	○
冬期加算(11月から3月)	1,960円	○

※ 入院された場合の居住費は自己負担となります。

※ 食材料費は、1日一食以上食べられた場合は、算定させていただきます。

※ 上記以外に外部サービスを利用した場合、外部サービス事業所に対して利用料が必要となります。

外部サービス事業所 ⇒ ヘルパー・デイサービス・デイケア・小規模多機能・訪問看護・訪問診療・レンタル